

12. 対象事業を実施するに当たり必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類

本事業に必要な許認可等は、表 12-1 に示すとおりである。

表 12-1 主要な許認可等の種類

許認可等の種類	根拠法令
土地の形質の変更に係る報告・届出	土壌汚染対策法第4条第1項 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5第1項
分別解体等の実施に係る対象建設工事の届出	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項
建築物の建築等に関する申請及び確認	建築基準法第6条第1項